

【協議（2）】豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

1 目的

道路運送法の改正（令和5年10月1日施行）に伴い、乗合バスの運賃の協議は従来の公共交通会議の場ではなく、運賃を協議するための協議会を新たに設置して協議を整えていくこととされた。このため、「豊山町地域公共交通会議設置要綱」について改正を行い、新たに「運賃料金部会」を設置し、法改正に対応するもの。また、その他所要の改正を同時に行う。

2 改正案

次ページ（下線は改正箇所）

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町内の実情に応じた適切な<u>旅客運送</u>の様態に関する事項</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p><u>(6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u></p> <p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p><u>2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、町において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。</u></p> <p>(議決)</p> <p>第6条 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とし、全会一致が困難な状況において議長がやむを得ないと認めるときは、全委員の3分の2以上の多数により決するものとする</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、交通会議は、交通会議において協議が調った事項に関する軽微な変更を行おうとする場合には、当該変更に伴う協議を第8条に規定する幹事会に委任した上で、書面による協議を行うことができるものとする。</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町内の実情に応じた適切な<u>乗合旅客運送の様態及び運賃、料金等</u>に関する事項</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の構成員は、<u>18人以内とし</u>、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) ～ (10) 略</p> <p>(議決)</p> <p>第6条 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とし、全会一致が困難な状況において議長がやむを得ないと認めるときは、全委員の3分の2以上の多数により決するものとする</p>

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>3 第1項の規定に関わらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。</u></p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 交通会議は、その審議内容に関する予備的検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(運賃料金部会)</u></p> <p><u>第9条 交通会議は旅客輸送に係る運賃及び料金(以下「運賃等」)を協議するため、運賃料金部会をおく。</u></p> <p><u>2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</u></p> <p><u>(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項</u></p> <p><u>(2) その他運賃料金部会が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 町長が指名する町職員</u></p> <p><u>(2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者</u></p> <p><u>(3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p><u>(4) 住民又は利用者の代表</u></p>	<p>(幹事会)</p> <p>第8条 交通会議は、その審議内容に関する予備的検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。</p> <p>2～5 略</p>

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>4 運賃料金部会に部会長をおき、町長が指名する町職員の中からこれを充てる。</u></p> <p><u>5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。</u></p> <p><u>6 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p><u>7 運賃部会の協議をするときは、道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ住民、利用者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>8 運賃料金部会の議決の方法は、全会一致を原則とし、全会一致が困難な状況において部会長がやむを得ないと認めるときは、全委員の4分の3以上の多数により決するものとする。</u></p> <p><u>9 運賃料金部会は非公開とする。</u></p> <p><u>10 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議に報告するものとする。</u></p> <p><u>11 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。</u></p>	
<p>(会計)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p>(会計)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>
<p>(庶務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>	<p>(庶務)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>
<p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>

